

△ 紙申告書等の送付を取りやめます △

申告書類一式の送付を取りやめ、納付書のみを送付します。

申告書類一式



納付書

対象の申告書類

- ・令和9年8月以降決算の法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の確定申告書類
- ・令和10年2月以降決算の法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の予定申告書類

電子納税をしている法人の納付書の送付を取りやめます。

対象の納付書

- ・法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の納付書のうち、直近の予定申告・確定申告（修正申告を除く）で電子納税をしている法人のもの

裏面もご確認ください

○いつから送付されなくなりますか？

確定申告分は決算期が令和9年8月以降の分、
予定申告分は決算期が令和10年2月以降の分から送付しません。

○なぜ申告書が送付されなくなるのですか？

皆様のご協力により、法人の電子申告率は約9割に達しております。
今後の一層の電子申告の推進、環境負荷の軽減及び経費削減の観点から、
送付を取りやめることとなりました。
従来紙申告書をご利用の法人は、ぜひeLTAXをご利用ください。

○紙の申告書で申告したい場合はどうすればよいですか？

電子申告へのご協力をお願いしておりますが、紙の申告書が必要な場合は、
静岡県HP「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードしてご利用ください。
なお、法人税を課されない公益法人等が法人県民税の均等割を申告するための
均等割のみの申告書（第11号様式）については、当面送付を継続します。

○納付書が送付されなくなるのはどのような法人ですか？

直近の予定申告・確定申告（修正申告は除く）で電子納税をしている法人です。
該当しない法人については、これまで通り、印字された紙の納付書を送付します。

○紙の納付書で納付したい場合はどうすればよいですか？

紙の納付書が必要な場合は静岡県HP「申請書ダウンロードサービス」から
ダウンロードしてご利用ください。

【静岡県 申請書ダウンロードサービス】財務部＞税務課＞法人県民税・事業税・特別法人事業税
<https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1071571/1067805/1071747/index.html>

電子申告システム（eLTAX）のご案内

静岡県では、インターネットを利用して県税の申告及び納付ができる、地方税の電子申告システム（eLTAX）をご利用いただけます。
詳しくは別添チラシをご確認ください。



利用手順や操作で困ったらeLTAXヘルプデスクへ！

★eLTAX HPの「お問い合わせ」から問い合わせ事項などを入力

★0570-081459 左記電話番号でつながらない場合03-6745-0720
（受付時間9：00～17：00／土日祝、年末年始を除く）

問い合わせ先

静岡県財務部税務課

電話番号：054-221-2041・3603 メールアドレス：zeimu@pref.shizuoka.lg.jp

具体的な申告内容等については、

納付書の課税事務所欄に記載されている管轄の財務事務所にお問い合わせください。

下田財務事務所：0558-24-2014

沼津財務事務所：055-920-2029

静岡財務事務所：054-286-9160

浜松財務事務所：053-458-7141